

小野慈善院に関する史的研究 (第1報)

—石川県における慈善事業の前史を中心に—

北野与一*

A Historical Study of ONO-JIZENIN (1)

—The History of Charitable Work in Ishikawa
Prefecture before ONO-JIZENIN—

Yoichi Kitano

Received October 20, 1989

I はじめに

わが国の障害者問題に関し、古代から近世に視点を当てた研究報告には、河野勝行 (1974) 『日本の障害者過去・現在および未来』(ミネルヴァ書房)、同じく河野勝行 (1987) 『障害者の中世』(文理閣) 及び加藤康昭 (1974) 『日本盲人社会史研究』(未来社) 等の著書、永島利明 (1972) 『障害者と見世物芸人—障害者の処遇史に関する一考察—』(特殊教育学研究, 10(2), 27-35) 及び好見真理子 (1975) 「仙台藩の赤子教育仕方—その制度と実態について」(精神薄弱問題史研究紀要, (18), 2-34) 等の論文, あるいは平沢一 (1974) 「加賀藩村方文書における心身障害者」(日本特殊教育学会第12回大会発表論文集, 414-415), 北野与一 (1987) 「小野慈善院に関する史的研究 (第2報) —加賀藩における非人小屋と小野収容所との関連性について—」(日本特殊教育学会第25回大会発表論文集, 674-675) 及び北野与一 (1988) 「小野慈善院に関する史的研究 (第3報) —加賀藩における非人小屋における肢体不自由者の入所について—」(日本特殊教育学会第26回大会発表論文集, 320-321) 等の学会発表が挙げられる。これらの多くは障害者に係わる処遇史的研究であり、今後、こうした研究が一層促進され、障害者教育前史がより明らかになっていくよう期待される。

II 研究目的

加賀藩非人小屋における障害者の処遇問題と、その非人小屋 (撫育所) と小野収容所 (慈善院) との関連性について検討する。

*教養部

Faculty of General Education

Ⅲ 研究方法

田中喜男編（1986）『加賀藩非差別部落史研究』（明石書店）所収する古文書を中心に、加賀藩非人小屋等に関する諸報告及び和田文次郎（1890）『小野君慈善録』（共潤会）を初めとする小野慈善院関係の諸書類を史・資料として検討する。

Ⅳ 結果と考察

1. 幕藩体制下の産育と障害者処遇の概観

西欧における身体障害者の社会的処遇についての発展は、「(一)、無用なものとして絶滅した時代、(二)、見世物ないしはなぶり者として嘲奔に供した時代、(三)、慈善事業または医療の立場から身体的に保護を加えた時代、(四)、今日のいわゆる教育の時代」という段階、あるいは「障害者が虐待された時代」、「障害者に対する慈善的態度が生じた時代」及び「障害者に対する保護対策と教育措置とが実現された時代」という過程を経たと報告されている¹⁾。

わが国の場合も西欧と類似した発展過程を歩むが、戦国時代は言うまでもなく、近世に入っても墮胎や間引きはもとより棄児や子殺しも行なわれ、障害者の見世物興行も盛行した。『徳川時代児童保護資料』²⁾所収の「子孫繁昌手引草」や「捨子教誡の謠」は、江戸末期や明治初期における育児教誡・教諭書であった。それらはまた、反面封建領主の苛酷な年貢収奪による生活の困窮に伴って生じた墮胎、間引き及び子殺しの盛行を物語るものでもあった。事実、江戸後期には、墮胎医である中条流が横行し、江戸では、武家と言わず町人と言わず、これを用いるものが多く、農村では、間引きと称された嬰兒殺しが盛んに行なわれた³⁾⁴⁾⁵⁾。以下に示した「間引の禁」⁶⁾も、こうした風習を法によって禁止したものである。

明和四亥年十月十五日

出生之取扱之儀御触書

若年寄水野忠見

水野壱岐守殿御渡

百姓共大勢子供有之候ハ出生之子を産所に而直ニ殺候国柄も有レ之段相聞不仁之至ニ候、以来右射之儀無レ之様村役人ハ勿論百姓共も相互ニ心を附可レ申候、(中略)

十月

右之通可レ被レ相触レ候

また、「盲児殺し」について、次のような事例⁷⁾が見られた。

寛文十三年（一六七三）六月十六日松平但馬守足輕松田三左衛門は七歳になる盲の継娘しちを小塚原で切り殺し、三左衛門は死罪。

元禄二年（一六八九）四月二十八日元赤坂町清九郎店五兵衛婿吉兵衛は六歳の娘とくが三年前に目を煩い、養生の効なく左の目がつぶれ、また四、五日前より右の目もつぶれ（中略）寝ている娘ののどぶえを剃刀で搔き殺し、吉兵衛は死罪のうえ（後略）。

元禄九年（一六九六）十一月十三日四谷伊賀町九兵衛店勘八は九歳になる盲目の娘さよを本所の割下水に棄て、自分も川へ身を投げようとして果たさず、さよは救われたが勘八は未決中に病死。

これらの事例は、継子殺しとして子どもの将来を案じての殺児で、いずれも成児の殺害であり、幕藩体制下における下層社会の生活苦から生じた扶養義務放棄の事例でもあった。なお、加藤は、こうした「女兒殺しの多いことは近世における盲女子の酷薄な運命を暗示している」⁸⁾と指摘している。

「見世物が成立したのは戦国時代も末期になってから」⁹⁾であり、「不具者を見世物としたのは、寛永年代画く所の『洛陽小芝居屏風』(中略)恐らく最古のものであろう」¹⁰⁾とされている。また、障害者を見世物にした記録の一つに『賤者考』がある。そこには、次のように記録¹¹⁾されている。

観物師・舌耕の類種々あり、前にいふ願人僧、軽業、籠拔、手妻、品玉やうの事をする者を使役して、諸方へ遣り、所々に場を開きて、見せて料を得る者にて、やがておのれも、其中の伎芸をなす者もあり、おのれがなさざるもあり(中略)盲相撲、異鳥、異獸、異魚、異器、異物、機関、^{からくり} ^{かたはもの} 畸症者、侏儒(中略)日夜に新趣をなし、百出変現してかぞへつくしがたし

江戸時代において実際「見世物にされた不具者は、身体の形状畸形五十七項二十三目、皮膚畸形十項八目、毛髪畸形二項六目、珍腫畸腫五項、計七十四項というおびただしい種目にのぼる。たとえば、形状畸形では人首獸体、侏儒、^{とびと} ^{ろくろ} 轆轤首、無臍人など(後略)」¹²⁾であった。なお、上記『賤者考』は、乞食の中に多くの障害者がいたことについても触れている。すなわち、「^{めくら} ^{つんぼう} ^{おふし} ^{てんぼう} ^{あしな} ^{一寸ぼうし} 盲・聾・咽唾・無手・指蹙るざり・侏儒」¹³⁾等が多数いたという。

これまでに述べた若干の事例で長い幕藩体制社会全般の実情を推断することはできないが、藩主によって保護されていた座頭は例外として、生産手段の薄い、しかも血縁や地縁による扶助のない障害者は、見世物か乞食かを選ばなければ、自力で生活していくことができなかったものと考えてよいだろう。

2. 加賀藩における非人小屋と障害者処遇

(1) 非人小屋の創設とその性格

『賤者考』に「乞食の者の制度名目国々にて異あるべし、本国若山府下には新堀といふにあり(中略)名古屋辺にては東の町はづれて、玄界村といふありて、そこには官より憐ひて仮屋をたゝ給ふ、故にそを御小屋乞食といふ」¹⁴⁾と記されているように、乞食についての対応は、各藩侯の考え方や各藩の事情によって異なり、時代によって変遷した。

加賀藩における乞食の史料上の初見は、「寛永二十(一六四三)年正月、小松城下町で実施された乞食の書上げ」¹⁵⁾であると言われている。加賀藩では、寛文三(一六六三)年から既に「こつじき」の十村による詮議が始められており¹⁶⁾、寛文七(1667)年には浅野川口、犀川野町口、同寺町口、同田井口、小立野口、宮越口、松任、小松上口、同下口の9箇所に番所を置き乞食改めを行なった¹⁷⁾。この場合、「かたわ者は其者在所に一門共有之候間為引込其身に應じたる仕事も為致候可申渡」と報告されており、「かたわ者」であっても身内や親類があれば、在所に帰されたのである。

寛文9(1669)年気候不順による災害が起こり、乞食となる者が多く、寛文10(1670)年6月22日五代藩主前田綱紀(1643~1724)は、石川郡笠舞村に数棟の廠舎(非人小屋)を造り、貧民を収容したのである¹⁸⁾。その数、7月16日現在で1753名に達したという¹⁹⁾。貧民とは、他藩

でいう「乞食・物乞」²⁰⁾であり、「疾病孤獨憑るなきもの」²¹⁾で、そこには障害者が多く混在していたものと推論できる。

この非人小屋制の設立事情や実態、あるいは史的意義に関して多くの報告がある。近藤²²⁾や日置²³⁾らは、この非人小屋制を仁恵政策としての救貧制度であると高く評価している。一方、田中は、そうした近藤らの評価は軽率であり、「改作法の展開過程における新田開発、城下町の育成政策と相俟ち、改作農民と選別・プールし、必要に応じて再生産手段として使用せんとしたもの」²⁴⁾と、視点の異なった新しい評価を行なっている。さらに彼は、「非人小屋の性格は元禄期を過ぎると次第に傾斜し、天明～天保期の一大飢饉を経て幕末に至ると撫育所と改称され（中略）社会政策の一環としての救貧機関として完全にその性格をかえ」²⁵⁾たと、その性格の変容についても指摘している。

(2) 農業政策と障害者

周知のように、近世社会は封建領主と農民の関係を機軸に展開され、いずれの領主も「石高制に基づく農民からの年貢収取関係を確立し、農民支配体制を維持するために集権的な幕藩体制」²⁶⁾を堅持し続けたものである。

本百姓、あるいは高持百姓と呼ばれた農民に課せられた貢租には年貢や夫役があり、「農民が高持の本百姓であるかぎり彼が視力あるいはその他の身体障害をもつという理由でその年貢負担の義務を免除されることはありえなかった」²⁷⁾し、夫役の免除もなかった。従って、それらが免除される場合は、高持の本百姓という地位を失った場合であり、そうした社会での農業経営者または耕作者として貢租負担能力に欠ける障害者は、一家一門の相続から排除され、脱落して行かざるを得なかったのである。例えば、加賀藩では、次のような事例が見られた。万治2（1659）年以來の治民に関する令文を列記した「公整旧格録」の中に、百姓が病死、溺死した場合における相続に関する条文が見られる。その条文には、「男子有_レ之候ても病身片輪にて耕作不_レ得_レ仕者に候得は、後家に為_レ致_二入_一聳_二耕作御収納為_二相勤_一（後略）」²⁸⁾と述べられている。また、寛政10（1798）年の「百姓跡式古格」には、「高主が老衰または病気などにより改作能力（耕作能力）をいちじるしく損失した場合には、たとえ本人が納得しなくとも一家一門納得のうえ肝煎・組合頭が詮議し、願い出て改作能力ある総領・次三男あるいは弟へ譲り高すべきこと」²⁹⁾が規定されていた。さらに安政4（1857）年の「百姓頭振を始藤内等人別縮方に付御尋之趣書上申帳」にも、「座頭警女縮方之事 百姓頭振家内に御座候主之分、盲目に相成開作出来不申候へは、子弟之中へ醸高願候へは、廢疾之者に付御聞届御座候」³⁰⁾の一文、あるいは「頭振_并百姓二三男之内篤疾之者、農業稼出来不申、無_レ拋_レ剃髮相願、何寺弟子に相成度旨願候へは、組裁許に_而得_与詮議仕、相違無之分は御願申上、御聞届有之候（中略）廢疾之者は、御改作方に_而讓_高御聞届之上者、格別に被仰不可被下候 諸郡」³¹⁾が見られる。

疾病や障害をもつ者、あるいは高齢者の生活困窮者は、家族・親族の扶養や族縁的・地縁的共同体の扶助の下で生活が保証された。しかし、同族組織であれ、村落共同体であれ、苛酷な年貢と零細経営に拵づけられていたため、耕作能力の低劣な疾病・障害・鰥寡孤独による生活困窮者は不安定で、族縁的・地縁的共同体の扶助からも離脱・脱落していく者が多かった。加賀藩では、先にも述べたように、この離脱・脱落した者を非人小屋に収容し、共同体の生産と社会秩序の維持を図ろうとしたのである。

(3) 障害者の非人小屋収容と処遇

田中は、「非人小屋収容者人数の移動」³²⁾に関して以下の表のようにまとめている。その人数は定かでないが、こうした収容者の中に身体障害者が混在していた。以下、身体障害者の収容問題に絞って検討を加えていく。

元禄9(1696)年8月における十村連名の「袖乞人村々引取方・乞食札発給」に関する伺書の一項目に、次のような伺文³³⁾が見られる。

暁天、犀川新堅町ヨリ堅町河原町焼失、同日朝、長町末堀宗叔ヨリ出火、大火ニ及ヒ、惣家数六千六百四十戸許類焼、此時紛失物多キニヨリ、乞食共へ札ヲ渡シ、非人頭共取調方致ス事ニ成タリト云、元禄九年三州飢饉ニ付、十村共同書ニ、御郡方非人袖乞人方罷出居申者共、其村々申付為引取申候、若行衛難知者之義ハ、重々為相尋可申候

- 一 袖乞人村々へ引取申内、慥成親類有之分者以来介抱仕置、袖乞ニ出シ間敷候
- 一 引取申内、病者かたわ者、慥成親類も無之もの、非人御小屋展望申候者、御入可被下候

(中略)

右之通御窺申上候、以上

元禄九年八月十六日

十村連名

長瀬端兵衛殿

永原権丞殿

この事例は、三州飢饉に際して、袖乞人の村引取申す者のうち「病者かたわ者」で「親類も無之もの」を非人小屋に収容してほしい旨、十村が当局に伺ったものである。なお、この事例は、病者とともに「かたわ者」も収容の対象者になっていく事例であり、非人小屋制の性格が救貧機関的性格に変容し始めた頃の事例でもあった。

寛政7年(1795)年9月、非人小屋入所規則が強化される。その通達に「笠舞非人小屋先年初被仰付候砌以後、右小屋入人方之儀等奉伺、被仰出之趣等有之、親類在之者并高持百姓等ハ入不申格ニ候処、是迄右小屋罷越候者之口上迄を以承候由候事故、出生ノ所等相違之儀も在之、或親類在之候者も、悉皆預介抱ニ候を厭、無断其所を去、小屋罷越候者も在之へく、其時々糺方行届兼致混雑、御縮方ニ差障候族在之候、且亦、惣於何方ニも親類等無之、鰥寡孤独療疾之者たり共、於所方成限致介抱、其上ニ不及力もの者、詮議之上右小屋指遣可申所、不致介抱も相勧指遣候族も在之躰(後略)」³⁴⁾とある。すなわち、この頃までは、口上によっても容易に入所できたものと思われる。従って、外見上で明かな身体障害者は、容易に入所できたであろう。この改正で「一 高持百姓并町在共、親類在之者ハ小屋入不申候 一 町在共、肢躰無障健者身一分過兼可申筈無之儀ニ候、親類無之鰥寡孤独療疾之者も、於手前成限致介抱、其上ニ不及力、或到小所小村等ニ介抱難相成候者、其所之役人承糺、村方組合頭肝煎紙面裁許之十村奥書、町方組合頭紙面、肝煎并横目肝煎連名之奥書之送り紙面を以、小屋送り可遣候」³⁵⁾となる。このように、改正後はその詮議や手続きが厳しくなり、「送り紙面不持参者」は入所ができなくなった³⁶⁾。

天保期にはいと、厳しくなったはずの入所に係る詮議や手続きが改正時前の状態に戻り、「御救小屋」、あるいは「御助小屋」とも呼称されることが多くなる³⁷⁾。また、「鰥寡孤独廢疾之

者」に老幼が加わり「老幼廢疾者」、あるいは「鰥寡孤独老幼廢疾之者」の総称が使用されることも多くなる。以下に、身体障害者の入所関係事例の若干を挙げてみよう。

「河北郡清水村頭振

勘左エ門娘

さき

右之者、当二月頃ヨリ袖乞ニ罷出居ヨシニ候処、一昨四日暮頃、浅ノ中島町救小屋木戸内ニ倒込候ニ付、委曲相尋候処、右之趣其筋役人共マテ申聞、所方へ罷越渡段申聞候へ共、歩行不自由之躰ニ付、先ツ小屋内ニ御留置候間、親類頭之内早速罷越、連帰候様可申渡旨御紙面改承知候、以上

(天保九年)

十二月六日

内藤十兵衛印

広瀬順九郎印

水原清五郎様」³⁸⁾

「お小屋願人列記

持高老升

井田村百姓

一 八人家内

九 助

内歳四拾式

妻 や の

同十六

娘 や を

但片輪者

同八つ

式男 九 平

同三つ

三男 留 蔵

同八つ

娘 や い

ノ五人

外二三人其身等村方ニ乞喰等ニ稼仕度候

持高老升

百 姓

一 五人家内

善 兵 衛

内歳三拾八

妻 な を

同十六

娘 み つ

但薄且具羅

同式つ

同 つ ね

ノ三人

外二式人其身等村方ニ乞喰等ニ稼仕度候

(中略)

右之通御座候、以上(年号不詳)

午正月」³⁹⁾

前者は、袖乞の途中で非人小屋に倒れ込んで来た身体障害者の事例であり、また、後者は、身体障害者を抱える百姓夫婦の入所願いの事例である。零細な百姓で子だくさん、その上身体

障害者を抱えての生活は、災害や不作と関係なく苦しいものであったと思われ、「乞喰」さえままならぬ人達がやむなく小屋入りを願い出たものであろう。

慶応3 (1867) 年5月の小山良左衛門及び田中多仲が関屋佐左衛門に送った書面に、「三州御国民之内、困窮に陥候鰥寡孤独廢疾等に而、実に致方も無御座者は、非人小屋御救入被仰付候儀は是迄之通に御座候処、(後略)」⁴⁰⁾とあり、鰥寡孤独老幼廢疾の者は、明治3年2月の撫育所廢止時まで著しい変化もなく従来通りの手続きにより小屋入りすることができたものと思われる。

次に、入所者の処遇問題について概観する。

延宝6 (1678) 年における非人小屋「飯米の定」⁴¹⁾には、次のような細かい飯米支給の規定があった。

飯米之定

一 五合 里子一人一日之飯米

右御普請役相勤候節_者、二合五勺昼飯為給可申候、但三日相煩候は、増飯引、本服仕候_者以前之通里子に可申付候、外廻、一錢、そり、板番、宿見、釜所、以上六色之役相勤候_者は、一合充増為給可申候、外才領役相勤候節_者、増飯一合五勺充為給可申候

一 三合 小遣十三歳より十五歳迄同断

右之外、使等多節は一合宛昼飯為給可申候、永々相煩候は、増飯引、本復仕候は、又小遣可申付候

一 三合五勺 小遣十六歳より十八歳、同断

右同断

一 四合一小遣十九歳以上

右同断

一 五合一清光長右衛門_并弟八兵衛

常細工仕候者二人に二合五勺充、大細工仕候節は一人二合五勺充、昼飯為給可申候

一 二合五勺 右長右衛門_并妹

一 二合五勺 里子之外惣非人之男十歳以上

但小屋頭、捨子_并無親子預申者には、五勺充増飯為給可申候

一 一切支丹類族に付置候居小屋者三人に_者、一人に一日一合五勺充増飯為給可申候右之通為給可申旨被仰出候条、被得其裁許者也

(延宝六年)

乙八月

津田宇右衛門

斎藤 中務

岡田十右衛門

里見七左衛門

岡島五兵衛

非人小屋裁許御奉行中

また、非人小屋裁許与力横山兵庫ら5名がその職務内容を記載した「非人小屋前より格ニ相

立候品々帳」⁴²⁾ (享保17 (1732) 年) にも、処遇問題に係る規定が以下のように記されていた。

一 御小屋願罷越候者、病人極老之者幼少者等者、様子見分仕早速入申候、左様ニ_ニ無之、年若成者達者相見候へ_者四五日見合、御小屋入人申付候事

(中略)

一 非人小屋数、最前_者四拾五筋御座候、只今_者式拾七筋御座候、小屋_并詰所足輕番所等、都_而御修覆之義、御作事所_に申遣被修理候事

一 古着物毎年十一月、太布^(帷)惟子_者毎年五月、御算用場より請取相渡申候、近年は太布惟子_者、役義為相勤候者_迄被下候事

一 非人小屋ニ罷在候もの共飯米、男_者一日式合半、女_者壹合八夕宛被下候、幼少之者年来ニ_ニ応高下御座候、且又、於非人小屋役掛り者共之儀_者、飯米段々高下御座候、普請頭ニ召仕候節は昼飯たへさせ候事

一 他国者病人等入置候節ハ、男一日五合、女一日式合五夕被下候事 (中略)

一 塩、宮腰御蔵より請取、壹人ニ一日、壹夕五才宛相渡申候事

一 五斗味噌、壹人ニ一日式夕五才宛相渡申候、右味噌町人請負売上申候、産婦或は大病人有之刻_者、本味噌少々宛被下候事

一 薪、町人之内請負売上申候、壹人ニ一日柴式百目宛、十一月より二日_迄者式百五拾目宛相渡申候事

一 私共相詰候処、焼炭炉壹つ分、油行燈壹つ分、如御定御薪所より請取申候事

(中略)

一 小屋ニ_而乱氣ニ罷成候非人_者、小屋^(マ)屋ニ板棚仕置入置申候、御郡方_并町方共ニ、乱心之ゆかり無之者_各御指図を以、右棚入置申候事

一 非人之内、小屋より昼罷出、及暮中_迄下罷帰者_者、欠落帳面ニ記置申候、一兩日過候_而罷帰候者有之節_者、様子見届入人申付候儀_ニ御座候、出入欠落人共ニ病氣ニ罷成、先ニ_而及飢行倒有之者ハ、尤吟味仕、入人ニ申付候事

一 捨子之儀、非人小屋廻、又_者介抱可仕者無之所_に捨置申分_者小屋_に入置申候

一 非人之内職人有之、外より詭物等有之候得_者為致細工候、畢竟出入ニ罷成候様申付候事

一 惣非人共宗門之義相改置候、去共言語不叶者、幼少之非人_者、宗旨相知不申者_者茂御座候、非人之内死去仕候ハ、且那寺_に遣候様に仕度旨常々相断候者_者、死去仕節寺より書付を取、死骸相渡申候事

一 切支丹類族之者、非人_にゆかり無之者、一困ニ入置申候、且又、江戸より参候流者ハ惣非人並ニ入置申候事

一 非人共小屋之門出入之義、先年は其品吟味仕出候得共、近年_者草履など売ニ罷出候に付、小屋_者筋ニ札式拾相置、門出入為仕候事

一 非人小屋夜中火を為焼不申候、去共病人ニ_者火為焼申候事

一 他国多領之非人送遣申時分、冬は着物壹つ、夏_者惟子壹つ、蓑笠相渡遣申候品ニ候、路銀_并新敷木綿着物帯股引脚半蓑笠相渡遣申義_ニ御座候事

一 先年非人共繩_并すさ、苧かせ等所作仕ニ付、為本銀御納戸銀拾貫請取、御郡打銀所御土蔵_に預置、年中少宛私共請取、所作為仕候、一年切ニ利潤之銀子指引算用相極、本銀不錢右御土蔵_に預ケ置候、

(中略)

一 非人相煩候節、町医師之内被仰渡療治申不候、年数相改書上申候、御医師之内罷出申義_ニ御座候事

このように、創設当初から米、塩、味噌などの主要な食物が、男女別・年齢別の細かい規定に則り支給され、しかも着物や薪等は季節によって異なる支給がなされ、病気になれば、町医師の治療も受けられた。また、勤労意欲の高揚と自立心の涵養などの配慮から、小屋内での内職や出所しての小売業務も許可されていた。

天保4（1833）年は凶作の年であったが、以後毎年のように凶作が続いた。当局は、非人小屋の増築⁴³、困窮人収容仮小屋の設置⁴⁴、あるいは「貧民御救粥米割符⁴⁵」、「飢人食用葉荒和布配給⁴⁶」、「乞食等御救雑炊⁴⁷」の提供などの救恤政策を施した。この天保期後半における「困窮人取扱方仕法⁴⁸」について、長屋七郎右衛門の御算用場宛の書状は、次のように述べている。

諸郡諸町困窮人之内、産業取失ひ他支配_ニ致離散居候者、早々支配所_ニ引取取扱可申旨等、且困窮人共来九月中迄取扱方仕方取極御達可申段、先達_ニ御回状之趣夫々承知仕候、支配所之義_者、去冬以来仮小屋式ヶ所相建、困窮人共右小屋_ニ入置、日々粥相渡、是迄仕来候手職糸絹手間仕業、或葉仕業竹細工等、人々得手稼方為仕、尤葉竹等を役所より仕送遣、出来之品役所_ニ引揚売払、利得之内半高相渡、残半分者役所ニ預り置、追_ニ町方_ニ借家等いたし罷出候節、利足を添可相渡仕法相立置候ニ付、此末致窮候もの有之候得_者遂詮義、右小屋_ニ入、前条之通取扱可申候、依_ニ此段御達申候、以上

（天保九年）

戌十月八日

御算用場

長屋七郎右衛門

このように内職による利潤の半分は、積み立てられ、出所時に与えられる仕組みになっていた。この仕組みは、撫育所の廃止時まで続いた。なお、当時小屋における「粥米渡高」は、16歳以上式合、9歳から15歳まで壺合五勺、8歳以下壺合式勺であった⁴⁹。

慶応3（1867）年、第十四代藩主前田慶寧（1830～'74）は、非人小屋における待遇改善を行ない、非人の名称が不相当として非人小屋を撫育所と改める⁵⁰。なお、卯辰山に養成所を設け、⁵¹明治2（1869）年に各郡にも撫育所を設置する⁵²。この頃の乞食と撫育所の係わりについて、小山良左衛門と田中多仲（与力）が関屋佐左衛門に出した書状の中に、「三州御国民之内、困窮に陥候鰥寡孤独廢疾等に_ニ、実に致方も無御座者は、非人小屋御救入被仰付候儀は是迄之通に御座候処、今般肢体健壯に_ニも難波に迫り袖乞等致し候程之者、_ニ金沢柳原乞喰之外、人家之軒に_ニ、道路に臥候無宿之乞食等御引集、生産を以撫育仕候様被仰渡候に付、（後略）⁵³」と述べられている。幕末から明治初年にかけて「加賀に乞食なし」とも言われた福祉的な社会が、慶寧侯の近代的センスと仁恵によって実現したのである。

『卯辰山開拓録』⁵⁴によれば、「撫育人の小屋は、今三拾間の建物一筋、二拾間一筋、拾壺間六筋あり、撫育人入室の別ち株小屋 親子等一集なるものをかぶといふ 男小屋 独身のもの他 女小屋 同上 風呂場 元非人小屋のときハ風呂場ハなし、今風呂を建て、小屋筋もねた板をはりなとするハ、撫育人乞食躰の心を一変し、生業に力をいれしめんためなりといふ」であり、「撫育方役局」及び「所作所」があった。所作所は、撫育人の仕事場であり、業種により数棟に分かれていた。

さて、その撫育所における入所者の処遇であるが、「撫育所規則」⁵⁵には、次のような処遇に係る規定があった。

撫育所規則

- 一 撫育所入之者御宛行、拾歳以男人式合五勺、女一人一日壹合八勺宛之事
- 一 男女共当歳より三歳迄壹合五勺、四歳より六歳迄男壹合八勺、女壹合六勺、七歳より九歳迄男式合、女壹合七勺之事
- 一 廢疾独身之老幼男女共、右宛行之外壹合宛増被下候事
- 一 右之外、一日に芝目形百七拾目、塩壹勺式才宛御渡之事
- 一 人々手馴候産業為致、右代之内日々見計除錢為致置、追_三小屋出之節、利足付を以御渡に相成候事
右当町撫育所之規則承合候処、大凡前段之通に候事

上記規則に「人々手馴候産業為致」とあるように、年齢や性別、病気や障害等が考慮され、その人に応じた作業が課せられたものと思われる。その作業をもう少し具体的に言えば、「苧粕、かな引、草履、草鞋、足袋、笠縫」、あるいは開拓方の「茶つみ、桑取、葉草ほり、養蚕」などであった^{56), 57)}。その製品は役局に買い上げられ、労賃が支給されたのである。労賃は除錢され、退所時に利息付けで返金され、厚生資金の助けとなるよう配慮された⁵⁸⁾。なお、「米塩薪」は「大綱五日目毎に」役局にて小屋頭に渡され、「御仕着は毎年十月綿衣一枚宛」が支給された⁵⁹⁾。こうした風呂場の設置や所作（労働）内容にも見られるように、撫育所時代にはいと、非人小屋時代よりも社会的自立への援助、あるいはその橋渡しの公的機関という性格が一層強くなったように思われる。

3. 加賀藩非人小屋（撫育所）と小野収容所（慈善院）との関連性

明治42（1909）年10月28日付の「北国新聞」に、加賀藩における非人小屋制と小野慈善院とに触れた次のような記事が見られた。

明治四年廢藩置県と共に由緒あり経歴ある撫育所は停廢され松雲公の遺業も跡を絶つに至った、現今存在せる小野慈善院は組織設備に多少の相違はあれ第二の撫育所として松雲公の遺志が継承されてあるのである、小野翁の心霊に脈々たる名君の血が通ひて今日の美果を奏したのである。

この記事は、『加賀松雲公』中巻所収の「非人小屋の創設」⁶⁰⁾に内容が類似しており、近藤磐雄の寄稿文と推論されている⁶¹⁾。しかし、それが誰の寄稿文であろうとも、この記事に指摘されているような継承問題が果たして存在したのかどうか、あるいは存在したとしたら、それはどのような内容のものであったかなど検討する必要があるだろう。つまり、こうした検討は、本県における社会福祉史、あるいは障害者処遇史をより明らかにする上でも肝要なことであり、また、小野太三郎（1840～1912）の遺徳を偲ぶ意味からも重要なことと考えられる。

本稿では、両者の係わりを幕末から明治初年におき、創設の意図と性格、収容と出所及び管理機構と生活管理に絞って比較検討を加える。

(1) 創設の意図と性格

加賀藩における非人小屋設置の契機は、先にも述べたように、凶作と飢饉によって増加した困窮民を救済収容したことにあつたが、その背景には、「一に農業予備労働力からの転落防止と再生産への人的プール、二には社会的拘禁」⁶²⁾という為政者の意図があつた。こうした意図も時を経るに従い変容する。すなわち、「元禄期を過ぎると次第に傾斜し、天明～天保期の一

大飢饉を経て幕末に至ると（中略）社会政策の一環としての救貧機関として完全にその性格をかえて」⁶³⁾ しまう。

前述の小山・田中両名の書状にも記されていたが、幕末の撫育所は、「鰥寡孤独廢疾等」の困窮者は勿論のこと、「肢体健壯」でも難渋し袖乞している者、あるいは「無食之乞食」者を収容しており、社会政策的な貧窮人救済が主目的となっていた。小野が垣間見たのは、この頃の撫育所であったと考えられる。

一方、小野慈善院は、元治元（1864）年の凶荒に際して小野が貧窮民を救済したことをもって設立の起点としており、当初小野収容所⁶⁴⁾ と呼称されていた。維新の際、藩主前田慶寧侯より賜わった退職金十円全額を「篤疾不具の徒」に与え⁶⁵⁾、また、同じ頃座頭座が廢されるや森部日野一等二十有余人の「盲人」を木ノ新保に家屋一棟を買い求めて救済する⁶⁶⁾。さらに撫育所が廢止されると、「廢疾業に堪えざるもの」を家屋を買い求めて収容したのである⁶⁷⁾。小野の救済活動は、この頃から本格化していったものと思われる。自分自身が眼病を患い、その悲惨さを知っていたこと、さらに神に祈り完治した報恩的行動が「盲人」への救済活動になったと言われているが、小野の生来の人間性もまたこの活動を生起せしめた大きな要因であったと考えられる。すなわち、「実践躬行」、「慈悲の行、仁愛の情」、「相憐の心」、「謙恭にして士を重ずる」姿勢⁶⁸⁾ 等にもうかがわれるように、彼の人間味豊かな性情や行動が積善され、収容所の開設へと発展したのである。こうした点から、この小野の活動は、社会から束縛されない純粋な個人的・慈善的「貧民救助」⁶⁹⁾ 活動であったと言えるだろう。さらにまた、小野の救済活動の背景には、次のような地域社会的動向も存在していた。明治元（1868）年藩主前田慶寧侯は、会議所を設け、士庶の出頭意見陳述を許し、藩主に意見提出乃至謁見を乞うもよしとし、城下枯木橋に目安箱も設けたのである⁷⁰⁾。この前田侯の意見聴取策に呼応して、いろいろな意見書や建白書が上申された。その一つに明治2（1869）年の「三好弥左衛門建白」⁷¹⁾がある。その一部を次に掲げる。

札持乞食_与申者御座候、右_者 藤内之類_ニ 而_も 無御座、然共一旦右乞食_与 相成申候へ_者 最早其類を出候義不相成、是等_者 甚不相当義、除弊之道か様之所_方 相立可申、右乞食之義_者 撫育所_正 附属被仰付、中_ニ 富有之者も御座候由、右様之者_者 追々送出被仰付、貧者_者 勸業為致後_ニ 一村も開候与歟又_者 追々商売等為致可申、畢竟藤内杯も同等之権を与え可申場合_ニ 至り不申者而_者 不相成候（中略）既_ニ 外国_ニ ハ黒奴_ニ も国民同等之権を与え候_ニ 至り候、右藤内等内_ニ 富有之者も儘御座候由、か様之者_者 追々商売等為致、死体等取扱之義_者 平民たり共極貧之者_ニ 為致可申、且盲人之儀_者 当今物価高貴之折柄中_ニ 甚困窮之者多御座候由可憐義_ニ 御座候、今貧院・病院も被建置候義_ニ 候間、此上盲院御取建御撫恤可有御座義_与 奉存候（後略）

このように、三好は、乞食に正業を与え、籐内を解散し、貧院・病院とともに盲院を建てるよう、外国の人権問題にも触れて訴えている。また、大聖寺藩の山田耒耜郎と梅田五月は、明治2（1869）年「貧院取建方の儀に付建白書」⁷²⁾ を集議院次官に提出する。その中で両名は、「官員も未だ力を貧院に竭すの暇無き故歟、尚乞丐益々多く或は廢疾の者路頭に顛轉せり。是れ至仁の未だ遍からざる処あるのみならず、外国に対しても御国辱と可相成候。冀くは今一層力を貧院に加へられ、彼の無吉の者を救ひ、聖光を四方異域に輝かさんことを。」と述べ、貧院を建て肢体不自由者を初め、「啞矇聾」などの障害者を収容するよう訴えたのである。

以上のように、明治初年の加賀藩には、藩主を初めとし、下層の下級武士に至るまで、貧民の廃疾者を救済しようという近代的な社会事業的思潮が芽生えつつあったように思われる。このような思潮もまた、小野に少なからず影響を与えたことであろう。

(2) 収容と退去

貧窮民の救済ということでは、前項のように両者一致するものがあるが、その収容方法に相違がみられた。

非人小屋への収容には、「親類之者無之、外稼可致族無之者」⁷³⁾、あるいは「村方介抱任兼」者⁷⁴⁾という二重の確認がなされた。また、小屋足輕が巡行して飢民・棄児を収容したり、貧窮民自ら小屋入りを希望して収容された者もいた。退去が許される場合は、「独立生計の計画を立て得た時」や「奴婢として使役せんことを乞ふ者」であり⁷⁵⁾、新田開発をし新村を作らせる場合⁷⁶⁾等であった。退去の場合、労賃が積み立てられておれば、それに利息がプラスされて返金された。また、新村を作る場合は、食料や用具代金が与えられるなどの定住のための援助がなされた。

一方、小野収容所の場合⁷⁷⁾は、自ら救いを求めて来た者や小野が市中で助け連れて来た者などがあつた。自ら救いを求めて来た者については、収容所1棟毎に配置されていた取締人が「その情状を審にして後」収容された。

退去についての束縛はなかったが、小野は働ける者は働かせ、個人の相応した仕事を課したので、逃亡者もいた。しかし、収容者の多くは、小野の全面的援助と指導により自立していった。

なお、小野慈善院となった当初の院側に、次のような収容者に関する規定⁷⁸⁾があつたので附記しておきたい。この規定の一項から四項までは小野収容所時代の継承であり、五項が新しく附加された規定であつた。

第一条 収容者ニ関スル件

第一条 本院ニ収容スヘキ被救済者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ限ル

- 一 孤児
- 二 不具又ハ廢疾ニシテ扶養者ナキモノ
- 三 老衰又ハ病身ニシテ扶養義務者ナキモノ
- 四 職業ヲ得サル為メ自活シ能ハサルモノ又ハ其家族
- 五 精神病者又ハ感化ノ為メ特ニ扶養義務者ノ請キモノニ係ルモノ

(3) 管理機構と生活管理

非人小屋には、主任として算用場奉行と町奉行、実務に当たる者として裁許与力、本道・外科の医師、数十人の足輕・小者、収容者中から選ばれた病者看護人と火災の防備に当たる者などがいた⁷⁹⁾。時代によって若干の変動を見せたが、こうした体制が最後まで踏襲されていった。なお、食料や衣服の支給、あるいは従事すべき業務等について、次のような規定⁸⁰⁾もあつた。

食料は。大凡一日の量 米、人毎に男三合、女二合。児童は年齢に従て各各差等あり。病者には。男五合、女二合五勺以上を給す。其他每人塩一勺五才、味噌二勺五才、薪二百目、冬期は二百五十目を給す。

其衣服は。夏冬毎季に之を給せしこと（中略）非人管理の法。男女其房を別にし。非人中より選べる役員をして昼夜諸房を巡らしめ。其病者には。予め定むる所の看護人を附し。小屋附の医師をして之を治療せしめ。発狂者は之を檻房に納め。不法の行為あるものは。裁許与力之を審問し。所定の規則に従ふて之を処断し。其罪大なるものは。之を公事場に移す。収容者の外出は昼間に限り。其出る時は之に門牌を交付し。帰る時は之を検査して而る後入らしむ。其他尚ほ若干の規定あり。

飯米については、先に述べた「飯米之定」に見られるように、年齢や性、個人の特殊事情による詳細な規定が存在した。最後となった幕末から明治初年の撫育所における飯米規定については、前述のとおりである。

一方、小野収容所には、次のような内規⁹⁾が存在した。

- 一 窮民をして起臥せしむる各家屋の内には、其の窮民の中より実直のものを選抜して、其の家屋に属する一切の事務を執らしむ、これを取締人という、
- 一 来りて救養を乞ふものあれば、取締人先づ其の情状を審にして後ちこれを容れ、十五歳未満六十歳以上のものには、日に米三合宛、十五歳以上六十歳未満のものには、日に白米二合宛を給し、尚ほ日に各自へ野菜若くは野菜を買べき代金及び湯浴料を与ふ、
右の外、各自へ普通の食器、及び衣服を恵与す、
- 一 健強にして業を執るに堪ふべき窮民には男女老幼の差別なく、各自の望により、労働せしめ、金五拾銭より多ならず、金拾五銭より少なからざる資金若くは物品を与ふ、其の業務は人足、車夫、按摩、機織の外或は煙草、飴菓子、八百物、玩具物等を行商せしめ、或は笠紐を縫はしめ、或は肥料を売買せしむる等のごとし、
- 一 取締人は諸物品の保管、被救者の監督を掌り、日々外に出で、業を執るもの、帰屋の都度人別及び所持する物品を調査し、若し疑しければ事実を糺して君に報ぜしむ、
- 一 取締人は各自へ予め与へたる資金を日々調査し、其の利益は人別帳に記載し、其の金銭は人別帳と共に君に送らしむ、
- 一 各自日々得るところの利益十分の一と、各自平等一日一名につき金二厘宛を貯金となし、これを其の衣類の費用、及び異日自立すべき資金に充つ、
右貯金の残余は一同の分を合せ食料に支弁す、
- 一 日々の飯を炊ぐには、釜竈を二合の分と三合の分に別ち、順次交代して、其の任に当らしむ、
- 一 十五歳未満のものには、平常イロハなどを、灰又は粉糖書をなさしめ、時々これを試験し、其のよく記するものには、男児へは木綿単衣を、女児へは相当の帯地を賞与す、又嘗て読書せしものへは、書籍を購ふて之を習はしめ、及び志あるものへは、十露盤をも与へ、各其の知れるものに就て学ばしむ、
- 一 痲疾にして業を執ること能はざるものは、取締人をして看護せしめ、病めるものには薬餌若くは薬代を与ふ、
- 一 被育者に課せらるゝ公賦金は、君自らこれを収む、
- 一 元旦必ず業を休ましめ、与ふるに雑煮餅を以てす、又吉事なれば赤飯を与ふ、

以上が両者の管理機構と生活管理についての概略であるが、両者には、公的か私的かの大きな違いがあるものの、次のような多くの類似点が見られた。

- ア. 収容者の中から、責任者あるいは取締人を選んで所定の業務をとらしめた。
- イ. 人別帳が作成され、詳細に生活状況が記録された。
- ウ. 年齢、性、疾病、障害によって食料、衣服、またはそれらにかわる金銭が与えられた。
- エ. 業に堪えうる者には、相応の労働が課せられた。労働には、所内及び所外で行なう多様な内容が準備されていた。
- オ. 労働による利益金を貯金せしめ、自立資金にあてしめるなど、自立心を盛り立てた。
- カ. 疾病者及び障害者を救養し、疾病者には医薬を与え、障害者や老幼の者には特別な庇護を与えた。
- キ. 特別な技術・才能のある者には、特別な救育や救助を行なった⁸²⁾⁸³⁾。
- ク. 他国人(他県人)に対し一定の姿勢が取られた⁸⁴⁾⁸⁵⁾。
- ケ. 死者に対し人間的な手厚い処理がなされた⁸⁶⁾⁸⁷⁾。

『小野君慈善録』の中には、「君が窮民を救養する方法は、多くこれを福岡惣助氏に倣ふといふ、福岡市は実に夫の御小屋奉行になり」⁸⁸⁾と記されている。福岡は、通称惣助、本名を義比^(よしひ)と言ひ、安政元(1854)年に非人小屋裁許となった人である⁸⁹⁾。小野は非人小屋の事情を熟知した福岡から窮民救養の方法や多くの職業的技術を習ったわけであり、撫育所と収容所の管理機構や生活管理の方法に類似点が多く見られるのも当然なことであったかも知れない。

慈善的救育活動を支えた小野の精神的側面はと言えば、外部の人たちの評価と彼自身若干異なるものが見られた。維新の際、先にも述べたように、前田侯より賜わった金十円也を「篤疾不具の徒」に与え、「君恩浩大ここに至れるのみ、予を以て徳とすべからず」⁹⁰⁾と述べており、下級武士であったが、廉潔で高尚な武士道精神を身につけていた小野は、藩主が行なった社会的窮民救済活動と同じことを実践しよう、藩主と同じ美德を施そうなどは夢にも考えていなかったものと考えられる。小野は、他人に問われても自分からおのれの積善について語らなかつたと言われる。つまり、本人の意志とは無関係に、生来もっていた慈悲仁愛の情深い人間性、あるいはこうした情愛を根底にした救育精神と撫育所経営に係る精神とが合致したのである。先に触れた精神的に継承したとする報告は、彼の偉大な活動を後世の人が評価したものと理解すべきであるが、特に、管理機構や生活管理等の管理方法において、撫育所のそれと類似点も多く、継承したと思われる点が多く存在したことは明かである。

V おわりに

加賀藩非人小屋における障害者の処遇問題と、その非人小屋(撫育所)と小野収容所(慈善院)との関連性について検討してきたが、若干の所見が得られたので、以下にそれらをまとめて結語する。

1. 高持百姓でなく、かつ親類もない生活困窮の障害者は、非人小屋の時代時代の入所手続き等の変化にもかかわらず、病者や老幼の者と同じく入所でき、保護された。特に、幕末から明治初年にかけて存在した撫育所における障害者に対する処遇は、他藩に見られない近代的な福祉政策の一面を見せたものとして注目すべきことであった。

2. 非人小屋(撫育所)と小野収容所(慈善院)とは、藩主と庶民、公的施設と私的施設、意図的、政策的と自然的、ボランティア的、あるいは規模の大小、規則の厳格さの程度などに明かな相違点が見られたが、貧窮民の救済という点や、特に、管理機構や生活管理等の管理方

法において多くの類似点を確認された。こうした点から、小野収容所（慈善院）が非人小屋（撫育所）制のすべてを継承したとは言えないまでも、少なくとも貧窮民救済という基本的性格（精神）や管理方法を受け継いでいったものと言えるだろう。

附記

本稿の「加賀藩における非人小屋と障害者処遇」は日本特殊教育学会第26回大会で、また、「加賀藩非人小屋（撫育所）と小野収容所（慈善院）との関連性」は同前学会第25回大会で、それぞれの要旨を報告したことを附記しておきたい。

注、参考・引用文献

- 1) 梅根悟（監）、世界教育史研究会編（1978）：障害児教育史（世界教育史大系. 33）. 147-148, 講談社.
- 2) 財団法人中央社会事業協会社会事業研究所編（1940）：徳川時代児童保護資料. 1-29, 89-142, 同前研究所.
- 3) 佐々木保行編（1980）：日本の子殺しの研究. 31, 高文堂出版社.
- 4) 苗木明子（1981）：産郁習俗にみる健康観. 精神薄弱問題史研究紀要, (25), 32-33.
- 5) 加藤康昭（1974）：日本盲人社会史研究. 41-43, 未来社.
- 6) 児玉幸多編（1977）：史料による日本の歩み. (近世編), 138, 吉川弘文館.
- 7) 加藤康昭（1974）前掲書. 41-42.
- 8) 加藤康昭（1974）：前掲書. 42.
- 9) 古河三樹（1970）：見世物の歴史. 13, 雄山閣出版.
- 10) 朝倉無声（1977）：見世物研究. 139, 思文閣出版.
- 11) 谷川健一ら編（1971）：日本庶民生活史料集成. 14, 部落, 489-525, 三一書房. なお、『賤者考』は、弘化4（1847）年に脱稿したと言われている。
- 12) 古川三樹（1982）：図説庶民芸能江戸の見世物. 123, 雄山閣出版.
- 13) 谷川健一ら編（1971）：前掲書. 515.
- 14) 谷川健一ら編（1971）：前掲書. 515.
- 15) 田中喜男編（1986）：加賀藩被差別部落史研究. 679, 明石書店.
- 16) 田中喜男編（1986）：前掲書. 488, 『改作所旧記』三所載の「乞食改」を参照.
- 17) 近藤磐雄（1909）：加賀藩松雲公. 中巻, 636-637, (発行者 羽野知顕).
- 18) 財団法人前田育徳会（1970）：加賀藩史料. 4, (復刻版), 283-290, 清文堂出版.
- 19) 日置謙（1979）：改訂増補加能郷土辞彙. (復刻2版), 746, 北国出版社.
- 20) 原田伴彦・田中喜男編（1981）：東北・北越被差別部落史研究. 311, 明石書店. 田中は、この著書の中に、「加賀藩非人小屋制成立の事情について」という論文を載せている。その論文で、加賀藩の非人に関して、「乞食・物乞と称されなかったところに特色を持つ非人」だと指摘している。
- 21) 近藤磐雄（1909）：前掲書. 641.
- 22) 近藤磐雄（1909）：前掲書. 635-691.
- 23) 日置謙（1979）：前掲書. 746.
- 24) 原田伴彦・田中喜男編（1981）：前掲書. 346.
- 25) 原田伴彦・田中喜男編（1981）：前掲書. 346.

- 26) 加藤康昭 (1974) : 前掲書. 26.
- 27) 加藤康昭 (1974) : 前掲書. 26-31.
- 28) 加藤康昭 (1974) : 前掲書. 36.
- 29) 加藤康昭 (1974) : 前掲書. 31.
- 30) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 365.
- 31) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 367.
- 32) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 684.
- 33) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 517.
- 34) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 545.
- 35) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 545-546.
- 36) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 546.
- 37) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 600. 例えば, 天保11 (1840) 年8月篠島権之助が本多播磨守に送った書面の中に, 「非人小屋御救人之儀者, 鰥寡孤独老幼廢疾之者ニ而, 可見継親類等無之者之外者, 御救相願申間敷筈之処, 近年猥ニ相成, 中ニハ壯健之者も御救人不少 (中略) 先達而より之倒込之者共諸郡等引取方之儀, 去年以来毎度申達候得共, 今以容易ニ引取不申」とあり, 厳しさの緩和している事情がうかがわれる。
- 38) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 448.
- 39) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 780-781.
- 40) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 610.
- 41) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 497.
- 42) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 406-408.
- 43) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 570-571, 588.
- 44) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 587-588. これは, 小松町に設けられた。
- 45) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 475-482.
- 46) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 585-586.
- 47) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 590-591. 天保9 (1838) 年の事例である。なお, 天保10 (1839) 年には, 「御救粥定法」がつくられる。
- 48) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 588.
- 49) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 589.
- 50) 財団法人前田育徳会 (1958) : 加賀藩史料. 藩末篇, 下巻, 574, 694. 撫育所と改称したのは, 慶応3年11月12日のことであった。
- 51) 田中喜男 (1986) : 幕藩制都市の研究. 354, 文献出版. 田中によれば, 養成所の設置は, 福沢諭吉の『西洋事情』によって啓蒙された結果だという。
- 52) 財団法人前田育徳会 (1958) : 前掲書. 1025.
- 53) 田中喜男 (1986) : 前掲書. 610.
- 54) 田中喜男 (1986) : 前掲書. 612-613.
- 55) 田中喜男 (1986) : 前掲書. 613.
- 56) 田中喜男 (1986) : 前掲書. 612.
- 57) 岡部平右衛門 (1869) : 撫育所御取引方等一件留. 石川県立図書館所蔵. この資料に「羽咋鹿島撫育

所生産仕向方大綱見込図」が記されているが、その見込図によると、郡部に設けられた撫育所の所作（作業）は、金沢におけるものと類似したものであった。

- 58) 田中喜男（1986）：前掲書. 612-613.
- 59) 田中喜男（1986）：前掲書. 613.
- 60) 近藤磐雄（1909）：前掲書. 635-691.
- 61) 田中喜男（1986）：前掲書. 724.
- 62) 原田伴彦・田中喜男（1981）：前掲書. 342.
- 63) 原田伴彦・田中喜男（1981）：前掲書. 346.
- 64) 金沢市史編さん審議委員会編（1969）：金沢市史. 現代篇, 下, 172, 金沢市.
- 65) 和田文次郎（1890）：小野君慈善録. 7-8, 共潤会.
- 66) 和田文次郎（1890）：前掲書. 8-9.
- 67) 和田文次郎（1890）：前掲書. 8-9.
- 68) 和田文次郎（1890）：前掲書. 1-10.
- 69) 和田文次郎（1890）：前掲書. 13. 小野は、「貧民救助簿」を持っていたという。
- 70) 若林喜三郎（1972）：加賀藩農政史の研究. 下巻, 405, 吉川弘文館.
- 71) 若林喜三郎（1972）：前掲書. 879-887.
- 72) 吉野作造編（1928）：明治文化全集. 17, 438-439, 日本評論社. 山田耒耜郎・梅田五月（1869）：貧院取建方の儀に付建白書. 中外新聞, (31), 明治2年己巳9月6日付.
- 73) 田中喜男（1986）：前掲書. 564. 文政7（1824）年2月14日の林喜兵衛が諸郡惣年寄へ送った書状に、「病身者に_ニ村方等に親類之者無之, 外稼可致族無之者, (後略)」と述べられている。
- 74) 田中喜男（1986）：前掲書. 607. 万延元（1860）年12月寺中村肝煎九兵衛組合頭清右衛門が御助小屋御役所へ送った「小屋入願」に、「右当村之者病身者_ニ極困窮仕候ニ付, 御助小屋入相願申候, 親類も無御座, 村方介抱仕兼候ニ付御助小屋入奉願上（後略）」と記されている。
- 75) 日置謙（1979）：前掲書. 746.
- 76) 原田伴彦・田中喜男編（1981）：前掲書. 329-336.
- 77) 和田文次郎（1890）：前掲書. 30-33.
- 78) 窪与一郎（1917）：財団法人小野慈善院. 44.
- 79) 近藤磐雄（1909）：前掲書. 647-648.
- 80) 近藤磐雄（1909）：前掲書. 648-649.
- 81) 和田文次郎（1890）：前掲書. 30-33.
- 82) 田中喜男編（1986）：前掲書. 497. 延宝6（1678）年の「飯米之定」の中に、清水長右衛門並びに弟八兵衛に対し特に他の人たちより多い「五合」の飯米が支給されたことが記されている。清家に対し、非人小屋にて刀剣鍛造を許可した。
- 83) 内務省地方局編（1910）：感化救済小鑑. 10-11, 内務省. 「不具者」であった高松才一郎の画才を見抜き、彼に画を学ばしめる。
- 84) 近藤磐雄（1909）：前掲書. 649-650. 近藤は、非人小屋における「他国人の優遇」について触れている。
- 85) 横山源之助（1985）：日本の下層社会. 72-73, 岩波書店. 横山は、小野収容所当時の状況報告の中で、「他国人多数」が収容されていたことについて報告している。

- 86) 田中喜男編 (1986) : 前掲書. 578. 天保5 (1834) 年7月5日付の「一向宗妙顕寺法志を以、春より非人小屋死去人夥之処、日々罷越無懈怠読経勤候ニ候間、被下方之儀才許より紙遣候 (後略)」も示すように、小屋にて病死者を回向したのである。
- 87) 和田文次郎 (1890) : 前掲書. 18-19. 小野は、「慈善追弔会」を執行し、窮民死者の冥福を祈っている。
- 88) 和田文次郎 (1890) : 前掲書. 33.
- 89) 日置謙 (1979) : 前掲書. 762.
- 90) 和田文次郎 (1890) : 前掲書. 7-8.

非人小屋 (御救小屋) 収容者人数の移動

	収容者数	備 考
年月日 寛文 10. 6. 15	1,753	加史料4, 小屋数45筋
延宝 6. 11. 28	320	国抄上
元禄 11. 12. 31	4,455	加史料5
“ 12. 5. 26	5,058	“ 5
“ 11. 12. 31	4,525	“ 5
“ 12. 11. 25	4,516	
“ 13. 9. 5	3,883	
宝永 4. 2. 25	2,077	加史料5
“ 6. 7. 25	2,195	“ 5
享保 2. 2. 2	2,000余	
“ 2. 9. 2	1,147	
“ 17. 6. 26		小屋数27筋
天明 3. 3		小屋数70筋
天保元. 12. 31	846	
“ 2. 1. 29	841	
“ 4. 1. 29	931	
“ 4. 12. 13	1,780	加史料14
“ 5. 2. 31	3,483	“ 14
“ 5. 3. 31	4,131	“ 14
“ 5. 4. 29	3,300	
“ 5. 6. 29	2,247	加史料14
“ 8. 6. 5	2,339	
“ 9. 5	2,212	「見聞袋群斗記」
“ 11. 6	1,955	“
“ 14. 1	719	“
弘化 2. 正	677	“
“ 3. 12. 17	630	「見聞袋群斗記」 「温敬公記史料」
嘉永 3. 7	661	「見聞袋群斗記」
“ 3. 12	724	“
“ 5. 6	825	“

注 『加賀藩史料』(加史料), 『国事雑抄』(国抄), 近藤磐雄『加賀松雲公』
中巻により作成。